

「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用及び周辺整備検討調査業務委託」
に係る企画提案書の募集について

次のとおり企画提案書を募集するので、公告する。

令和7年6月19日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 趣旨

「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用及び周辺整備検討調査業務委託」を契約する者を選定するために、本業務に係る企画提案書を募集する。

2 応募資格等

次に挙げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 計画策定、調査研究等を業として行う法人であること。
- (3) 令和2年度以降から公告日までに完了した業務(再委託による業務実績は含まない)において、国・地方公共団体等における(4)(ウ)(a)から(d)のいずれかに挙げる業務を企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として調査研究実績を有する者。
- (4) 今回の委託業務を実施するために、正・副計5人以上の担当者を配置することができる者
 - ア 管理技術者は以下(a)から(c)のいずれかの資格を有する者であること。
 - (a) 技術士(総合技術監理部門「建設」)及び技術士(建設部門:都市及び地方計画)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - (b) 技術士(建設部門:都市及び地方計画)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者(平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門(技術士制度における技術部門で建設部門)に4年以上従事している者)
 - (c) RCCM(都市計画及び地方計画)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
 - イ 照査技術者は以下(a)から(c)のいずれかの資格を有する者であること。
 - (a) 技術士(総合技術監理部門「建設」)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - (b) 技術士(建設部門:都市及び地方計画)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者(平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門(技術士制度における技

術部門で建設部門)に4年以上従事している者)

- (c) RCCM(都市計画及び地方計画)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
ウ 管理技術者及び照査技術者は令和2年度以降に完了した業務において、以下(a)から(d)のいずれかの業務実績を1件以上有しなければならない。
- (a) 都市計画法第6条の2に基づく、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)の作成に関する業務
 - (b) 都市計画法第18条の2に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村都市計画マスタープラン)の作成に関する業務
 - (c) 都市計画法第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業に係る計画作成に関する業務
 - (d) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に基づき実施する駐留軍用地跡地利用に係る計画作成に関する業務

なお、管理技術者は、照査技術者を兼ねることはできないものとする。

- (5) 応募については、単独に限らず共同企業体を可とする。単独で応募する場合は沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。県内に本店又は支店を有しない場合は、県内に本店又は支店を有する者と共同企業体を結成し参加すること。

※県内に営業所を有する法人については事業形態を確認し、応募資格の有無を判断する。

共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする。

ア. 共同企業体を代表する事業者が応募を行う。

イ. 共同企業体を構成するすべての構成員が(1)及び(2)の要件を満たすものであること。

ウ. 共同企業体を構成するどちらかの事業者が(3)要件を満たすものであること。

エ. 共同企業体を構成する事業者全体で(4)の要件を満たす者である事。

- (6) 指名停止を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

3 内容及び選定方法等

詳細については、別途交付する「普中南部都市圏駐留軍用地跡地利用及び周辺整備検討調査業務委託」プロポーザル実施要領(以下「プロポーザル実施要領」という。)を参照すること。

4 プロポーザル実施要領の交付場所等

- (1) プロポーザル実施要領の交付場所及び問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県 企画部 県土・跡地利用対策課 跡地利用推進班(県庁7階)

担当: ^{トカシキ}渡嘉敷、^{オオシロ}大城

TEL:098-866-2040 FAX:098-866-2559 Email:aa015008@pref.okinawa.lg.jp

(2) 提出場所及び提出方法

・質疑書(様式4)

(1)の場所あてに持参、郵送、FAX又はE-mailにより提出すること。

・応募申請書(様式1)、参加資格誓約書(様式2)

※[共同企業体の場合] 共同企業体資格申請書(様式3)及び共同企業体協定書

(1)の場所あてに持参又は郵送により提出すること。

・送付書(様式5)、企画提案書(様式6)及び応募説明書

(1)の場所に持参又は郵送により提出すること。

※FAX又はE-mailの送付後は、すみやかに担当まで連絡し、受信の確認を行うこと。

(3) 提出期限

・質疑書(様式4)

令和7年6月26日(木) 16:00必着

※回答は沖縄県ホームページにおいて随時掲載予定

・応募申請書(様式1)、参加資格誓約書(様式2)

※[共同企業体の場合] 共同企業体資格申請書(様式3)及び共同企業体協定書

令和7年6月27日(金) 16:00必着

・送付書(様式5)、企画提案書(様式6)及び応募説明書

令和7年7月7日(月) 12:00必着

5 その他注意事項

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出された企画提案書等について、後日、沖縄県から疑義照会を行う場合がある。
- (3) 提出書類の作成・提出等応募のために要する費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等については公表しない。
- (5) その他のスケジュール、書式等は「プロポーザル実施要領」による。